

素案

第五次滋賀県環境学習推進計画



The fifth-term plan for promoting environmental learning

令和●年(20●●年)3月
滋賀県

2	第五次滋賀県環境学習推進計画	
3		
4	目次	
5		
6	第1章 計画の基本事項……………	2
7	1. 計画策定の経緯	
8	2. 計画の性格	
9	3. 計画の期間	
10		
11	第2章 環境学習の現状と課題……………	4
12	1. 環境学習をめぐる動き	
13	2. 滋賀県の環境学習をめぐる課題	
14		
15	第3章 計画のめざすもの……………	7
16	1. 基本理念	
17	2. 基本目標	
18		
19	第4章 基本方針 ……………	9
20	1. 基本方針	
21	2. 環境学習による持続可能な社会づくり	
22	3. 各主体に期待される活動	
23		
24	第5章 重点的な取組 ……………	17
25	1. 環境学習の指導者育成	
26	2. 中間支援機能の充実・強化	
27	3. 県内・県外への積極的な情報発信	
28	4. 人々が幸せに暮らす社会の実現のための環境学習の在り方検討	
29		
30	第6章 推進体制 ……………	19
31	1. 「滋賀県環境学習等推進協議会」による推進	
32	2. 「環境学習センター」での支援	
33	3. 分野横断的な施策の展開	
34	4. 関係する主体との協働	
35		
36	第7章 進行管理 ……………	22
37	1. 進行管理の考え方	
38	2. 進行管理の指標	
39	3. 進行管理の手法	
40		
41	参考資料	
42	第四次滋賀県環境学習推進計画の実施状況について	
43	(令和三年度～令和六年度) ……………	●
44	用語の解説 ……………	●



45 第1章 計画の基本事項

46 人類は深刻な環境危機の時代に直面しているといわれています。アントニオ・グテーレス
47 国連事務総長は令和5年7月に「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来し
48 た。」と語り、劇的かつ早急な気候アクションの必要性を訴えました。また、地球温暖化によ
49 る生物多様性の損失も進んでおり、過去1,000万年間の平均の少なくとも数十倍、あるいは
50 数百倍に達していて、適切な対策を講じなければ、今後さらに加速するであろうと指摘され
51 ています。

52 環境問題は国境がないため、地球上のあらゆる地域で対応する必要があります。滋賀県でも、
53 環境問題を自分事としてとらえ、主体的に行動を起こし、対処しなければなりません。地球規
54 模の課題解決への貢献に加え、滋賀県の豊かな自然環境から受ける恩恵や美しい琵琶湖を次世
55 代に残していくためには、「持続可能な社会づくりに向けて、主体的に行動できる」人を育てる
56 環境学習の役割が非常に重要になります。

57 この計画は、県が環境学習に関する施策を推進するにあたっての、基本的な考え方や施策の
58 方向性などについて定めるものです。

59

60 1. 計画策定の経緯

61 県は、県民やNPO・地域団体、学校、事業者、行政などが、それぞれの責任と役割を自覚し
62 つつ主体的かつ積極的に環境学習に取り組み、現在および将来の県民の健康で文化的な生活の
63 確保に寄与することを目的に、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」を、全国初の環境学習推
64 進条例として平成16年3月に制定しました（同年4月に施行）。

65 条例の中で、環境学習とは「環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、
66 環境に対する理解を深めるとともに、環境保全行動につなげていく意欲および問題解決に資す
67 る能力を高めていく教育および学習」と定義されています。

68 この条例に基づき、すべての県民の主体的な環境学習が協働と連携のもとに効果的かつ適切
69 に実施されるよう、県が環境学習関連の施策を行うにあたっての基本理念や県民などが行う環
70 境学習への支援、各主体の取組の方向性などを定めたものが「滋賀県環境学習推進計画」です
71 （平成16年10月策定）。

72 今回、第4次計画の計画期間の満了に伴い、持続可能な社会の実現に向けての新たな課題に
73 対応するとともに、さらなる取組の推進を図るため、環境学習推進計画の改定を行いました。

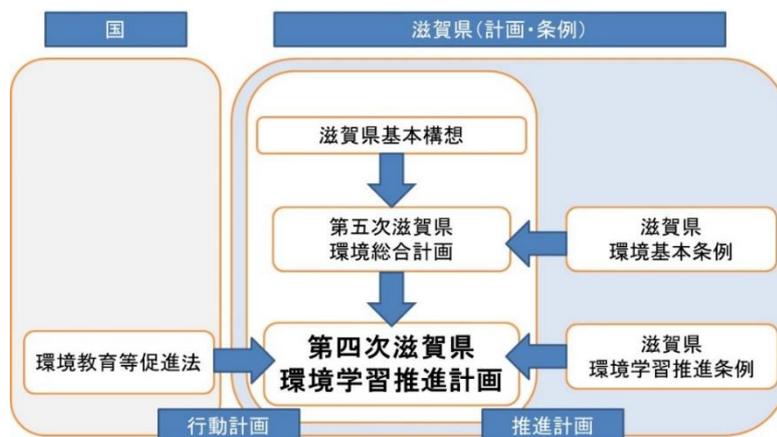
74

75 2. 計画の性格

76 この計画の性格は次のとおりです。

- 77 (1) 「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく環境学習の推進のための計画であり、
78 国の「環境教育等による環境保全取組の促進に関する法律」に基づく県の行動計画です。
- 79 (2) 滋賀県基本構想の推進に関する規程に基づき策定された滋賀県基本構想をはじめとす
80 る県の関連各種計画との整合性を図り、第五次滋賀県環境総合計画の基本的方向性に基
81 づき策定する分野別計画です。
- 82 (3) 「第4次滋賀県環境学習推進計画」の趣旨を受け継ぎ、新たな課題への取組を盛り込んだ
83 計画です。
- 84 (4) 県および環境学習に関わる各主体（県民、NPO・地域団体、学校、事業者、行政など）

85 に期待される施策や行動の指針を示す計画です。
 86 (5) 環境学習による人材の育成によって持続可能な社会づくりをめざす計画で、
 87 SDGs の主に質の高い教育に関するゴール4のターゲット 4.7「全ての学習者
 88 が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得」、MLGs (マ
 89 ザーレイクゴールズ) の主にゴール10「地元も流域も学びの場に」に貢献する
 90 とともに、すべての目標の達成に資するものです。



91
 92 **3. 計画の期間**

93 この計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とし
 94 ます。

■ 「環境教育」と「環境学習」

環境を学び、考えることに関して、「環境教育」と「環境学習」という言葉が使われていますが、両者は厳密に区分して使い分けられているものではなく、また各々の定義について統一的な見解が定まっているものでもありません。

本計画では、環境学習推進条例に基づく計画であることと、単に「教わる」のではなく、より積極的・主体的に「学び、考える」姿勢を表す言葉として、「環境学習」の言葉を用いています。

■ 「Education for Sustainable Development (ESD)」

日本語では「持続可能な開発のための教育」と訳されますが、そのめざすところに関して、文部科学省は次のように説明しています。「今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(Think globally, Act locally)ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動です。つまり、ESDは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。」

95
 96
 97
 98



100 1. 環境学習をめぐる動き

101 (1) 世界の動き

102 世界の平均気温の上昇は、我が国も含め、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加
103 を更に拡大させ、それに伴って、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸
104 念されています。

105 地球全体の環境課題に対処していくためには、個人や社会の行動変容が不可欠であり、その
106 ための教育の必要性から生まれたものが ESD（持続可能な開発のための教育）です。これまで
107 取り組まれてきた、ESD 推進のための世界的な運動である「国連 ESD の 10 年 (DESD)」(2005 年
108 ~2014 年) および「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム (GAP)」(2015 年~2019
109 年) の後継として、2020 年~2030 年における ESD の国際的な実施枠組み「持続可能な開発の
110 ための教育：SDGs 実現に向けて (ESD for 2030)」下において、ユネスコ加盟国等がとるべき
111 行動を提示するロードマップが 2023 年に公表されました。

112 (2) 国の動き

114 令和 6 年 5 月 21 日に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じた、現在
115 および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング (高い生活の質)」を最上位の目的に掲げ、環
116 境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」
117 の構築を目指すこととしています。

118 令和 6 年 5 月 14 日には環境教育等促進法第 7 条に基づく基本方針の変更が閣議決定され、
119 これまで重視してきた体験活動に加えて、多様な主体同士の対話と協働を通じた学びや、ICT
120 を活用した学びの実践を学校・地域・企業等の様々な場で推進することや、学校と地域・団体・
121 企業等をつなぐ中間支援機能の充実による、学校の教職員の負担軽減と教育の質向上の両立を
122 図ることなどが重要な取組として示されました。

123 また、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組
124 の一つとして、環境省では、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生
125 物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組を令和 5 年度
126 から開始しています。

127 人々のウェルビーイング (高い生活の質) を守りながら、環境・経済・社会を同時に発展さ
128 せていくために、あらゆる資源の活用や、多様な主体の協働の必要性が高まっています。

129 (3) 滋賀県の動き

131 県では昭和 56 年 (1981 年) に「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」施行 1 周
132 年を記念して 7 月 1 日を「びわ湖の日」と決めました。「びわ湖の日」の前後には県内全域で清
133 掃活動が実施されるなど、「びわ湖の日」は琵琶湖への思いを共有し、環境を守る取組を行う象
134 徴的な日になるよう、取組を進めています。

135 令和 3 年 (2021 年) 7 月 1 日には「びわ湖の日」の 40 周年を迎え、琵琶湖を切り口とした
136 2030 年の持続可能社会の実現に向けた 13 の目標 (ゴール) として“マザーレイクゴールズ
137 (MLGs)”を策定しました。MLGs は琵琶湖版の SDGs であり、SDGs と地域・現場の取組の間に
138 おく目標です。琵琶湖を通じて SDGs をアクションまで落とし込む仕組みが MLGs であり、MLGs
139 の取組は SDGs の達成に貢献するものと言えます。

140 また、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けて、生物多様性基本法第13条に基
141 づく滋賀県の生物多様性地域戦略を2024年3月に策定しました。多様な主体と連携しながら
142 社会・経済活動の基盤となる滋賀の生物多様性を守り、未来に引き継いでいくための取組を進
143 める方針などを示しています。

144 滋賀県教育委員会では、各学校の実情に応じて、「学校運営協議会（地域住民等と目標やビジ
145 ョンを共有し、地域一体となって子どもを育むための取組）」と、「地域学校協働本部（幅広い
146 地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら地域全体で子どもの成長を支え、
147 地域を創生するための取組）」の一体的推進を促進しています。これにより、学校現場では、地
148 域の方々とともに、地域の自然・環境をいかした学習や、地域の生物・自然環境の保全につい
149 ての学習、ESDの観点から学びを深める学習など、各学校の実情に応じた様々な環境学習が展
150 開されています。

151

152 2. 滋賀県の環境学習をめぐる課題

153 県では、これまで第四次滋賀県環境学習推進計画の「地域を愛し、自ら行動できる人育てに
154 よる、『いのち』がつながる持続可能な社会づくり」という基本目標をもとに、持続可能な社会
155 づくりに向けた環境学習を推進してきました。人材育成や環境学習の場や機会づくり、普及啓
156 発のための事業等に全庁的に取り組み、県民の環境保全行動実施率は過去5年間、8割前後の
157 高い数値で推移しています。しかし、実施率を年代や地域別で見るとばらつきがあることや、
158 環境学習に関わる各主体へのヒアリングから、環境学習の現場では依然として課題が残ってい
159 ることがわかったため、第四次滋賀県環境学習推進計画の改定に際し、下記のように課題を整
160 理しました。

161 (1) 原体験として身近な環境に触れる機会の確保

162 幼いころに原体験として自然や歴史、文化に触れることは、いのちの大切さや、自分と地域
163 社会のつながりに気が付く機会となる重要なものであると言えます。しかし、時代や子どもを
164 取り巻く環境の変化により、子どもたちの原体験も変化していると言われてしています。

165 特に、近年子どもたちの自然体験の機会が減少傾向にあると言われ、豊かな人間性や自主性、
166 体力・健康などの生きる力の基盤を育むために重要である自然体験の機会を確保することは喫
167 緊の課題であると言えます。

168

169 (2) 環境学習の担い手の育成

170 滋賀県では、琵琶湖の保全のために市民が立ち上がった「せっけん運動」の歴史などによっ
171 て醸成された県民の高い環境意識を背景に、環境に関わる市民活動や企業の取組などが活発に
172 行われてきましたが、後継者の育成や若い世代の参画が進んでいるとは言えず、人材の高齢化
173 や参加者の固定化を解決するための担い手育成が課題です。

174

175 (3) 環境学習に関する情報の発信

176 県内各地では、行政やNPO、企業による多様な環境学習に関する活動が行われ、県民の方
177 が参加できる様々なイベントや学習講座が提供されています。しかし、それらは必ずしも必
178 要とされている人の元まで届いているわけではなく、「環境学習に取り組むために何をしたら
179 いいのかわからない」という声も聞かれるため、情報発信の頻度や方法に改善が求められま
180 す。

181 また、県内で取り組まれている優れた環境学習の事例を県外あるいは海外へ共有すること
182 で、滋賀県・琵琶湖の魅力発信や、ひいては県内の活動の活性化につながる効果が期待され
183 ますが、そうした共有の取組も現状、十分であるとは言えず、今後より積極的に取り組むこ
184 とが求められます。

185

186 (4) 学校現場等への支援

187 学校現場等での教育活動では環境学習が位置付けられ、作成された教育計画等に沿って様々
188 な取組が行われています。一方で、新たな取組を計画したり地域と連携したりしていくための
189 時間や人員の確保に難しさがあります。子どもたちが身近な環境に触れ、環境保全について自
190 ら考える学習の機会を十分に確保するため、学校現場、保育現場への外部からの支援が求めら
191 れています。

192

193 (5) 環境学習を通じた人々が幸せに暮らす社会の実現

194 経済的な豊かさや物質的な豊かさを重視する考え方から、人々の幸福や健康、生きがいまで
195 含めて、すべてが満たされた状態を目指す考え方への転換が進んでいます。持続可能な社
196 会づくりを目指した環境学習により、滋賀や琵琶湖の美しい景観、生物多様性、観光資源とし
197 ての価値などを守ろうと行動する人をさらに増やすことができれば、暮らしやすい・自分らし
198 く生きられる滋賀県を守ることができ、人々が幸せに暮らす社会の実現につながると考えられ
199 ます。

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223



225 1. 基本理念

226 この計画は、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく計画として策定したものであり、
227 条例に掲げられた6つの理念を、環境学習を進めるにあたっての基本理念とします。

228 環境学習の基本理念

- 230 1 すべての県民が協働と連携により取り組む
- 231 2 多様な要素を多角的にとらえ、体系的、総合的に進める
- 232 3 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む
- 233 4 体験の重要性を認識する
- 234 5 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす
- 235 6 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ

237 (1) すべての県民が協働と連携により取り組む (条例第3条第1項)

238 滋賀県は、中央に琵琶湖を抱え、私たちの価値観や営みの在り様が、湖に流入する河川や大
239 気を通じて、最終的に琵琶湖の水質や生態系などに表出するという地域特性を有しています。
240 このことは、すべての県民が環境学習に取り組み、環境保全行動につなげていくと、その成果
241 が琵琶湖をはじめとする滋賀の自然環境に反映されるということを意味しています。

242 県民や事業者は、琵琶湖を自らの生活や産業活動を映し出すひとつの鏡として、必要な情報
243 や知識を得たり問題解決能力を身につけたりするための環境学習に主体的に取り組み、行動に
244 移し、協働と連携を図りながら持続可能な社会づくりを目指さなければなりません。

246 (2) 多様な要素を多角的にとらえ、体系的、総合的に進める (条例第3条第2項)

247 これからの環境学習は、持続可能な社会づくりをめざすものであり、そのためには、地球環
248 境や自然保護の枠にとどまらず、歴史や文化、食糧、人口などの幅広い分野を対象とし、それ
249 らを相互に関連づけながら多角的にとらえる学習を、体系的・総合的に進めなければならませ
250 ん。

252 (3) 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む (条例第3条第3項)

253 環境学習は、就学年齢期だけでなく、幼児期から壮年期、高齢期までのあらゆる世代を通じ
254 て、学習の習熟段階に応じながら継続的に行われなければなりません。

256 (4) 体験の重要性を認識する (条例第3条第4項)

257 豊かな自然とのふれあいや体験活動により、生命の尊さや自然の不思議さを全身で感じ取る
258 感性が磨かれたり、日常生活の様々な場面で暮らしと環境との関わりに気づかされたりするよ
259 うに、遊びや体験を通じた**学習**が重要であるということを認識して取り組まなければならませ
260 ん。

262 (5) 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす (条例第3条第5項)

263 環境学習は、自分たちの地域を自分たちで良くしていこうという身近な取組から始めること
264

265 が重要です。身近な自然や人々との関わりから環境課題を考え、地域の自然・伝統文化・歴史
266 などの素材やそれらをよく知る人たちなどの資源を活用した、地域の特徴を生かし、地域に根
267 ざした取組を進めなければなりません。

268

269 (6) 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ(条例第3条第6項)

270 地域における今日の環境課題は、気候変動をはじめ地球全体の問題とも密接に関わっている
271 ことから、身近な生活の場や地域で取り組みながらも、その視野を地域や国の枠組みを越えた
272 地球全体へと広げ、課題間の関わりやつながりを理解しようとする意識を持たなければなりま
273 せん。

274

275 2. 基本目標

276 本計画の基本目標を次のように定めます。

地球を想い、琵琶湖を愛し、自ら行動できる人育てと 人々が幸せに暮らす持続可能な社会づくり

277

278 環境問題に国境はなく、一個人の行動や一地域での環境負荷が積み重なり、地球規模で影響
279 を及ぼすことを考えると、自分の身近な環境だけでなく、地球環境に思いを馳せ、行動するこ
280 とが重要です。そして、一個人や一地域で行われた環境保全のための行動は、いずれ地球環境
281 を守ること、改善することにつながります。

282 そのため、県は、まずは身近な自然や地域に愛着をもち、守ろうと自ら行動を起こす人を育
283 てていかななくてはなりません。また、そうした人々の環境保全のための行動が継続されるよう
284 な環境づくりに取り組んでいくことで、個人や地域での環境に良い行動が積み重なり、持続可
285 能な社会づくりにつながると考えられます。美しい琵琶湖、豊かな自然環境が守られた持続可
286 能な社会は、滋賀で暮らす人々の幸せを向上させることができると考えられるため、本計画で
287 は環境保全行動に取り組む人育てと、そうした人が活躍できる環境の整備を進めることによる
288 持続可能な社会づくりを推進します。

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298



300 1. 基本方針

301 第2章の現状と課題を踏まえ、本計画では、次の4つの事項を基本方針として整理します。

302 基本方針（1）原体験として身近な環境に触れ、人と地球のつながりに気づく

304 基本方針（2）課題同士のつながりに気づき、分野・世代・地域を越えて取り組む

306 基本方針（3）人材が育つ環境を整え、活動を促進する

308 基本方針（4）琵琶湖の価値や取組を県外・世界と共有し、学びあいながら発展させる

311 （1）原体験として身近な環境に触れ、人と地球のつながりに気づく

312 琵琶湖をはじめとする豊かな自然と、その自然を人々が守り育んできた歴史・文化を有する
 313 滋賀県は、環境について学習するための生きた教材の宝庫です。原体験としてそれらに触れる
 314 ことは、いのちの大切さや、自分と地域社会のつながり、地球環境とのつながりに気づき、ひ
 315 いては地球規模の持続可能性に関わる問題を自分事としてとらえ、行動を起こすきっかけとな
 316 ります。県では、原体験として身近な環境に触れる機会を確保するため、保育現場や学校現場
 317 での体験活動を提供するだけでなく、家庭や地域で取り組める体験活動を支援するための施策
 318 を進めます。

320 （2）課題同士のつながりに気づき、分野・世代・地域を越えて取り組む

321 気候変動の影響が生物多様性の損失や生態系サービスの低下につながると言われているよ
 322 うに、環境問題は自然、社会、経済、文化等のあらゆる分野と複雑に絡み合っており、相互に
 323 影響を受けるものです。環境問題の解決に効果的な学習を実施するためには、環境問題の学習
 324 だけでなく、食や農、産業、消費生活、健康など、暮らしを取り囲む様々な分野とのつながり
 325 を意識し、分野を越えて学習を進めていくことが大切です。

326 また、環境学習の指導者、県内各地で活動する多様な団体や人々、その活動、地域に残る自
 327 然や先人の知恵、行事などに関する様々な情報などがしっかりとつながることも重要です。

328 あらゆる主体が手を取り合って環境問題の解決に取り組むことができるよう、県は、環境分
 329 野以外の分野と関連付けた環境学習の実施や、様々な分野や情報、人的資源を体系的につなぐ
 330 ために、環境学習に関連する情報や人材が集まる拠点づくりの強化を進めます。

332 （3）人材が育つ環境を整え、活動を促進する

333 持続可能な社会に向けて一人ひとりの問題意識や意欲を引き出し、主体的な学習や行動を支
 334 え、導いていくため、豊富な経験や熱意をもって活動を主導し、関わりのある人たちを結びつ
 335 ける人材（リーダー、活動者、ファシリテーターなどと呼ばれる）が重要な役割を果たします。

336 そうした人材の高齢化や参加者の固定化といった課題に対応するため、新しい人材の育成や
 337 若い世代の参画を進める必要があります。県は、誰でも気軽に参加できる環境学習の在り方の
 338 検討や、既に取り組んでいる方の活動の支援に取り組めます。

340 (4) 琵琶湖の価値や取組を県外・世界と共有し、学びあいながら取組を発展させる
 341 滋賀県では、1977年に琵琶湖に赤潮が発生したことを機に、美しい琵琶湖を取り戻そうと
 342 県民が「石けん運動」を起こした歴史をはじめとして、「うみのこ」「やまのこ」「たんぼの
 343 こ」など滋賀の自然環境の特性を活かした滋賀県ならではの環境学習に取り組んできました
 344 た。「ニカラグア版 UMINOKO」や国際連合で第一回世界湖沼会議の開催日である8月27日
 345 が「世界湖沼の日」に策定されたことなど、滋賀県が過去から培ってきた琵琶湖の保全や環
 346 境学習の経験は、海外で徐々に評価されつつあります。このような外部からの評価により、
 347 県内の環境学習の取組がより活性化することが期待されます。また、県外あるいは海外へ滋
 348 賀県の取組を発信することに加えてそれらの地域の先進事例を参考にすることで、県内の取
 349 組を高めることができるでしょう。環境課題は地球規模の問題であることを踏まえ、県外や
 350 世界と手を取り合うべく、県は外部との情報共有をさらに強化していきます。

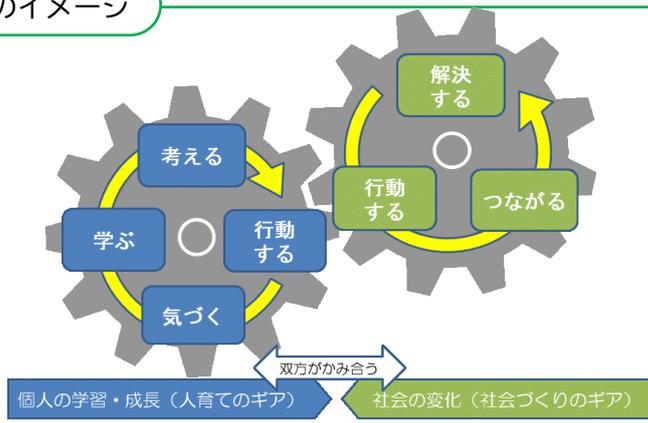
351

352 2. 環境学習による持続可能な社会づくり

353 計画の基本目標である、環境学習による人材の育成を持続可能な社会づくりにつなげていく
 354 ことのイメージを、「人育て」と「社会づくり」との双方が歯車（ギア）のようにかみ合っ
 355 て回転する「ギアモデル」として表しています。

356

「ギアモデル」のイメージ



357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367 <注>本モデルにおいて「学ぶ」とは、自分で調べたり、体験したりすることにより、気づきを深めることを
 368 いう。

369

370 「ギアモデル」に示されるように、「人育て」のギアにおいては、「気づく」から「学ぶ」「考
 371 える」「行動する」に向けたサイクルが円滑に進む（ギアが回る）とともに、行動がさらなる気
 372 づきや学びへとつながることが求められます（ギアが回り続ける）。また、サイクルの始点は常
 373 に「気づく」である必要はなく、学びや行動が気づきを生むこともよくあることです。自然の
 374 中で楽しく遊んだ体験や「うみのこ」などの学習活動から得た感動、「びわ湖の日」の清掃活動
 375 への参加、自らの体験や学習活動の発信、琵琶湖と共生する滋賀独自の暮らしの中など、新た
 376 な気づきを得る機会は今も広く存在しています。

377 また、「社会づくり」のギアにおいては、「行動する」「つながる」「解決する」のサイクルが
 378 円滑に回る必要があります。人々の行動は、志を同じくする者たちがつながることで、課題解
 379 決に向けた大きな力となります。時に「社会づくり」のギアは大きく、重いものであるかもし
 380 れませんが、その周囲にある多くの「人育て」のギアが回転することで、大きく重い「社会づ
 381 くり」のギアも徐々に回転を始めることでしょう。

382 さらに、かみ合ったギアが相互に影響をもたらすように、「社会づくり」が進むことで、逆
383 にその周囲での「人育て」が進むことも考えられます。人々の行動がつながり、社会が変わっ
384 ていく在り様そのものが、人々に気づきや学び、行動の機会を与えていくからです。

385 複雑かつ多様な環境課題の解決に向けては、このギアを回し続けることが必要であり、そし
386 て様々な課題が解決に向けて動き出すことが、持続可能な社会の実現へとつながっていくもの
387 と考えます。

388 なお、「ギアモデル」では、「人育て」と「社会づくり」のギアがぶれることのないように、
389 中心にギアを支えるための軸が必要です。この軸とは、私たちの地域への愛着や地域に貢献し
390 ようとする“近江の心”と言えるでしょう。“近江の心”とは、それぞれの地域で受け継がれ大
391 切にされてきた先人たちの心であり、琵琶湖とともに生き、自然環境を大切にする心は、自然
392 の中での遊びや体験などによりさらに強くなっていくものです。

393

394 この計画では、「人育て」と「社会づくり」の双方のギアが円滑に回ることと、双方のギアが
395 しっかりとかみ合うことに留意しながら、環境学習を推進していきます。

396 3. 各主体に期待される活動

397 本計画の目標の達成に向けて、県民やNPO・地域団体、学校、事業者、行政がそれぞれの責任と
398 役割を自覚し、主体的に持続可能な社会の実現に向けた**環境保全行活動**に取り組むことを期待し
399 ます。

400 また、県は、これらの各主体と協働して環境学習を推進するとともに、各主体が協力・連携
401 のもとに展開する関連活動を支援していきます。

402

403 (1) 県民（個人・家庭）

404 自然の中での体験は、自然を大切にすることの気持ちを育み、自ら**学び、考える**探求心や環境の変
405 化に気づく力を高めることにつながることから、四季を通して普段から自然と関わるのが大
406 切です。

407 また、環境に関わる様々な課題は、その多くが一人ひとりの暮らしと密接につながっており、
408 私たちがそのライフスタイルを見直していくことが、課題の解決に向けての第一歩となります。
409 県民一人ひとりが、食事や移動、買物、水や電気の使用、ごみ捨てなどの日常生活において、
410 自らの生活と環境とのつながりを意識し、環境に配慮した行動をとることが求められます。

求められる活動の例

- 遊びや体験を通じて、湖や川、山などの自然と普段から触れあう。
- 地域の食材を選んで食べる、木でできた製品を使うなど、暮らしの中で自然の恵みを感じる。また、暮らしと環境とのつながりについて家庭で話しあう。
- 自らが暮らす地域の現状や課題、特徴を知り、地域の特徴を生かした環境学習に主体的に取り組む。
- 学習で得た気づきや**学び・考え**を日常生活に反映させ、行動に移す。

【コラム】ファッションロスを減らそう

ファッションロスとは家庭や企業において、まだ着られる衣類が廃棄されることを言います。近年、ファッション産業は、大量生産・大量消費、大量廃棄により、製造にかかる資源やエネルギー使用の増加、ライフサイクルの短命化などから環境負荷が非常に大きい産業だと指摘されています。服一着をつくるためにも環境に対して様々な負荷がかかるにも関わらず、**手放された衣類が再利用・再資源化される割合はごくわずかで、半数以上が可燃ごみとして処分されています。**

ファッションロスを減らすことは地球環境への負荷を減らすことにつながります。衣類の買い方や、着なくなった衣類の行方について、一度家庭で話し合ってみませんか。

家庭でできることの例

- ・今持っている服を長く大切に着る
- ・リユース(再利用)でファッションを楽しむ
- ・先のことを考えて買う
- ・作られ方をしっかり見る



関連サイト
環境省 HP



411 (2) NPO・地域団体等

412 県内では、自治会や子ども会、老人会、こどもエコクラブ、スポーツ少年団、土地改良区や
413 森林組合といった農林水産業関係団体など、様々な地域団体やNPOが、多様な環境保全活動を
414 各地で展開しています。自分たちの住む地域をよく知り、自分たちで環境問題の改善や解決を
415 図る取組は、まちづくりを進める上でも大変重要なものです。これらの団体がそれぞれの活動を
416 をより一層活発化させるとともに、団体間のみならず学校や事業者、行政などと連携すること
417 で、地域の特性を生かした様々な環境学習の取組を展開することが期待されます。

求められる活動の例

- それぞれの団体の活動に、環境と暮らしとのつながりを考える視点を取り込む。
- 環境学習の視点から、人材の育成や活躍の場づくり、地域資源の活用を行う。
- それぞれの団体の活動を通じて、環境問題に関する気づきを、行動へと移す機会を県民に提供する。
- 活動の推進にあたって、他のNPO・地域団体や、学校、事業者、行政、地域の環境学習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

【参考】 竜王町コミュニティ・スクールの取組

地域と学校等との連携を深め、身近な自然や環境を学習教材として活用することが重要です。ここでは、令和4年度に文部科学省大臣表彰を受けた、学校運営協議会と竜王町立竜王西小学校の事例を紹介します。

竜王西小学校では、学校運営協議会（コミュニティ・スクール竜西小）が核となって、「ふるさと学習」を推進しています。「地域（ふるさと）を語れる子に、地域（ふるさと）を誇れる子になってほしい」という願いのもと、校歌に登場する「鏡山」「善光寺川」、「あえんぼの花」を教材とし、それぞれのプロジェクトに必要な地域の人を招集することで、学校と地域が連携協働しながら取り組んでいます。

身近な自然や環境を、学習する教材として活用することで、地域の抱える課題解決につなげたり、地域への愛着心を育んだりすることができます。また、地域と学校が協働して取り組むことで、学校教育の活性化や、地域全体で子どもを育む機運の醸成が期待できる取組です。

写真（竜王西小学校に
依頼）

418
419
420
421
422
423
424
425
426
427

428 (3) 学校等

429 学校などには、地域の資源（人材、歴史、生活文化、自然環境など）を積極的に活用し、様々
430 な主体と連携することによって、子どもたちにより多くの体験の場や機会を提供するとともに、
431 子どもたちの主体性を育成する環境学習プログラムを開発して、幼児教育から高等教育までの
432 発達段階に応じた、系統性や連続性を重視した教育を進めることが求められます。

433 特に、幼児期に遊びなどを通じて原体験として自然や**歴史、文化**に触れるように、幼稚
434 園、保育所等においてより多くの体験活動の機会を提供することが求められます。

436 求められる活動の例

- 438 ● 幼稚園、保育所等において、自然の中で体験活動をする機会を提供する。
- 439 ● 環境課題と日常生活との関わりを理解、総合的かつ体験を重視した教育を通して、
440 子どもたちの問題解決能力を育成する。
- 441 ● 身近な環境と、地球温暖化や資源問題など地球規模の環境問題とのつながりについ
442 て理解できるよう、子どもたちの視野を広げていく。
- 443 ● 複数の教科等に関連した多角的な学習を通して、様々な観点から地域課題や地球規模
444 の環境とそれが直面する問題について、子どもたちが深く考えられる機会を作る。
- 445 ● 身近な地域の環境やその課題を取り上げることによって、子どもたちが卒業後も地
446 域での**学習**を継続し、地域の課題解決に貢献できるよう工夫する。
- 447 ● 学年に応じた体系的な**学習**の中で、子どもたちに考える力、行動する力が身につく
448 よう工夫するとともに、異なる学年間の学びの「つながり」を意識する。
- 449 ● 小学校における「うみのこ」、「やまのこ」、「たんぼのこ」それぞれの事前・事後学
450 習を充実させ、体系的な**学習**となるよう工夫する。
- 451 ● 体験や研修、講座などを通して、環境学習に関する指導者としての教員の資質向上
452 を図る。
- 453 ● 環境学習の推進にあたって、他の学校や NPO・地域団体、事業者、行政、地域の環境
454 学習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

456 【参考】 **スクール ESD くさつプロジェクト**

457 草津市では、様々な地域課題を体験的な学びを通して、その解決に子どもたちが主体的
458 にかかわり、地域社会の一員としての意識と行動力を身につけることをめざした「スクー
459 ル ESD くさつプロジェクト」が市内小学校で実施されています。令和4、5年度はモデル
460 校が3校指定され、ESD の視点に立った学習プログラムの開発と検証が行われました。令
461 和6年度以降は全小中学校で ESD の視点に立った学習活動が開始され、令和12年度をゴ
462 ールとし、持続可能な社会の創り手となる人材の育成、および地域の特性を活かした特色
463 ある学校経営の活性化が目指されています。

465 スクール ESD くさつプロジェクトの紹介ホームページはこちら→



471 (4) 事業者

472 事業者には、地域住民向けの環境講座の開催や環境活動への支援、施設の開放、地域の学校
473 への講師派遣などを通じて、地域や学校などと連携した環境学習の取組を CSR 活動の中に組み
474 込んでいくこととともに、環境配慮型の製品の生産や販売などに努めるなど、環境に配慮した
475 生活様式の構築につながる取組を進め、あわせてこれらの取組を含めた環境情報を消費者に積
476 極的に発信していくことが求められます。

477
478 求められる活動の例

- 479
480
481 ● 経営理念に環境に配慮した経営を盛り込み、組織全体で環境に配慮した事業活動を展
482 開するとともに、雇用者やその家族に対する環境学習を計画的・体系的に実施する。
483 ● 環境に配慮したライフスタイルの提示につながる新製品・技術や、滋賀県の地域特性を
484 生かし環境と健康、福祉、観光などを結びつけた新事業の創出に努める。
485 ● 環境保全に関して、事業活動に伴って得た経験や工夫などを、環境学習に活用できる形
486 にまとめて積極的に一般に公開、提供する。
487 ● 環境学習の推進にあたって、他の事業者や NPO・地域団体、学校、行政、地域の環境学
488 習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

489 【参考】自然共生サイトの認定

490 「自然共生サイト」とは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている
491 区域」を国が認定する区域のことで、認定区域は、「OECM (Other effective area-
492 based conservation measures)」として国際データベースに登録されます。県内でも
493 認定箇所は増加傾向にあり、2024 年度前期までで 13 か所が自然共生サイトとして認定
494 を受けています。このように多くの事業者が、CSR 活動や SDGs 達成などを意識しつつ、
495 生物多様性の保全や環境学習の推進に取り組まれています。

496
497 写真1

498 ダイキン滋賀の森

499 (申請者：ダイキン工業株式会社)

写真2

龍谷の森

(申請者：龍谷大学)

写真2

積水樹脂滋賀工場 生物多様性保全

エリア(申請者：積水樹脂株式会社)

502
503 【参考】生物多様性びわ湖ネットワーク

504 県内企業からなる「生物多様性びわ湖ネットワーク」は、滋賀県には約 100 種のトン
505 ボが生息していることから、トンボをテーマにした生物多様性保全活動「トンボ 100 大
506 作戦」を展開し、全 100 種の確認調査、自社敷地内での保全、それらの活動の成果発表
507 などを通じて、継続的な保全活動に取り組んでいます。

508 【生物多様性びわ湖ネットワーク構成企業】：

509 旭化成株式会社、旭化成住工株式会社、積水化学工業株式会社、積水樹脂株式会社、ダ
510 イハツ工業株式会社、株式会社ダイフク

514 (5) 行政

515 行政には、地域における各主体の自主性を尊重しつつ、人材の育成や活躍の場づくり、環境
516 学習プログラムの開発、学習の場や機会づくり、関連情報の提供、各主体の連携・協力のしく
517 みづくり、活動に関する気運の醸成などに取り組むとともに、各主体の関連する活動に必要な
518 支援を行うことが求められます。また、地域における事業所のひとつとしても、環境学習に率
519 先して取り組むことが求められます。

求められる活動の例

- 森・川・里・湖が織りなす滋賀の豊かな自然に関わる体験活動などの取組を効果的に情報発信し、県民等による環境への関わりを促進する。
- 環境学習を効果的に推進するための機能の充実に努め、地域の特色を生かした環境学習に関する施策の展開を図る。
- 各行政分野において、環境学習に関連する取組を長期的な視点で継続的に展開する。
- 多様な部局にまたがる環境学習関連事業の連携を図り、体系化して、人材育成や社会づくりへの効果を意識しながら総合的に事業を推進する。
- 環境学習関連施策を効果的に展開するため、国、県そして市町が適切な役割分担のもとで相互に情報交換・協力・連携を図る。
- 地域で活動する団体や学校、事業者などとの連携に努め、活動の支援を行うとともに、環境学習を担う各主体間の連携づくりを図る。
- 環境学習に関する人と情報が集まり、地域で活動する個人や団体、学校、事業者などの出合いやつながりを産み出す拠点機能の強化に努める。

【参考】「やまのこ」事業を通じた森林環境学習の推進

森林環境学習「やまのこ」事業は、次代を担う子どもたちが、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むことを目的としています。

具体的には、県内すべての小学4年生が、学校教育の一環として、県内9箇所の森林環境学習施設およびその周辺森林において、間伐体験や自然観察など様々な体験を行い、琵琶湖の水源である森林環境について学習します。

また、各施設の「やまのこ」プログラムを活用し、琵琶湖・淀川流域を含め県外の子どもたちや企業研修の受け入れを進め、様々な地域および世代の方々に対して森林環境学習を推進します。



間伐体験の様子



森林散策の様子

【参考】「しがこども体験学校」事業

県では「地域が学校、住民が先生」という考えのもと、多くの大人が関わりながら、地域社会全体で青少年の体験学習・活動の機会と場を充実していく「しがこども体験学校」の取組を推進しています。

『しがこども体験学校』には、「ふれあい」、「くらし・創作」、「自然」、「里山・田んぼ」、「文化芸術・歴史」の5つのテーマに分けた、さまざまな体験プログラムを紹介しています。夏にチャレンジできるプログラムだけでなく、秋からチャレンジできるプログラム、家族やグループで申し込むプログラムなど、1年分の活動を紹介します。

「エリア」や「きせつ」から体験プログラムを検索することができるので、ぜひ一度自分でやってみたい体験を探して、『しがこども体験学校』にチャレンジしてみてください！

「しがこども体験学校」のホームページ：

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/300072.html>



【参考】「琵琶湖システム」子ども向けプロモーション動画

持続可能な社会づくりに向けた環境教育の重要性が高まるなか、「森・里・湖(うみ)に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」(通称「琵琶湖システム」)が令和4年7月に「世界農業遺産」に認定されたことを受け、県は、「琵琶湖システム」を通じて滋賀県の農林水産業や食文化、環境等について学び、考えるための子ども向けプロモーション動画を作成しました(令和6年5月掲載)。

動画には「琵琶湖システム」オリジナルキャラクターが登場し、関係者へのインタビューを通じて「琵琶湖システム」について分かりやすく解説しています。学習教材(デジタルブック)とも連動した内容となっていますのでデジタルブックとあわせてぜひご覧ください。

動画掲載ホームページ URL：

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/337018.html>

学習教材(デジタルブック) URL：

<https://uminoko.jp/ebook/biwako-system/#page=1>



【参考】「みずべのこ」事業

土木交通部では、湖岸や河川での環境学習や、水害や土砂災害に備えるための出前講座の取組を進めており、令和6年度から水辺での子ども向けの取組を「みずべのこ」と称して情報発信しています。

本事業は他部局とも連携を図って進めており、例えば、学習船うみのこに担当職員が同乗し、出前講座や学習指導状況の見学を実施します。

また、子どもが安全に水辺に近づくことができるよう、環境学習や地域交流などの活動を推進するために必要な階段や斜路の設置などのハード整備も、学校や市民団体と連携して実施します。



家棟川ビオトープ
自然観察会



滋賀けんせつみらいフェスタ
バーブエづくり

みずべのこ

「みずべのこ」のロゴマーク



521 第5章 重点的な取組

522 第4章の「1. 基本方針」のうち、本計画期間に特に次のことに力を入れて取り組みます。

523 1. 環境学習の指導者育成

524 第4章の「1. 基本方針」の(1)～(3)で示したように、複雑な環境問題の解決に取り組
525 むためには、人と地球のつながりを思い、多様な分野・世代・地域が協働して進めることが重
526 要です。そうした考えをもって環境学習に取り組み、人々に波及させることのできる指導者を
527 育成することが求められています。一方で、第2章の2で述べたように環境学習の指導者が高
528 齢化・固定化しているという課題があり、新たな人材の確保や、既に取り組みされている方々へ
529 の支援による活動促進が必要です。

530 【県の取組例】

- 531 ○指導者育成のための研修会の実施
- 532 ○県以外の団体（国、市町、NPO等）の指導者研修会等の情報提供
- 533 ○活動者同士の交流を促す機会や活動の場の創出
- 534 ○県民の方へ向けたイベント等の情報発信の協力
- 535 ○環境学習の指導者の活動情報や業務内容の発信

537 2. 中間支援機能の充実・強化

538 第4章の「1. 基本方針」で示したことは、あらゆる主体の活動の支援や連携・交流の促進
539 を図ることで、より円滑に推し進めることができると考えられます。県では、環境学習を実践
540 する主体に対して次のような支援等を行い、環境学習をより身近にすることで、県内の環境学
541 習の活性化を図ります。

542 【県の取組例】

- 543 ○環境学習の担い手の活躍の場や交流の場づくり
- 544 ○環境学習の実践や参加に関する相談対応、専門家とのマッチング
- 545 ○環境学習の実践に用いる用具の貸出や購入の助成
- 546 ○環境学習に関する授業・講座への講師派遣
- 547 ○指導者の活動情報、イベント開催情報の広報の協力
- 548 ○国や各種団体、企業等による助成制度の情報発信

549 【コラム】エコロシーが（環境学習情報発信ウェブサイト）

550 皆さんは「エコロシーが」をご存知でしょうか？「エコロシーが」とは琵琶湖博物館 環
551 境学習センターが運営する、環境学習をもっと身近に感じてもらうための学習総合サイト
552 です。

553 環境学習のイベントや、無料で借りられる環境学習用具、助成金や作品募集の情報も掲
554 載しています。「環境について学んでみたいけど、何をしたらいいのかわからない」という
555 人や、「もっと詳しくなりたい」という人にもぴったりの情報が見つかるでしょう。

556 一度「エコロシーが」で検索してみてください。

557
558 エコロシーが URL :
<https://www.ecoloshiga.jp/>



559 3. 県内・県外との積極的な情報共有

560 第4章の「1. 基本方針」に沿って、滋賀県の環境学習の取組を県内、そして県外と積極的
561 に共有することは、環境学習を実践する主体同士の交流を生むきっかけとなったり、外部から
562 の評価を得る機会を増やして活動をより活発化したりすることが期待できます。県では、次の
563 ような手段や機会を活用して取組の共有を図ります。

- 564 ○SNS、ホームページを活用したイベント・講座情報の発信
- 565 ○国際会議等での事例共有
- 566 ○市町と連携したイベント等での取組の共有
- 567 ○県内・県外の環境学習イベントの取材

【参考】ニカラグア版 UMINOKO

中米のニカラグアの首都マナグアに位置するマナグア湖は、琵琶湖のおよそ2倍の大きさの湖です。観光資源として開発が進められる一方で、不十分な排水処理による汚染水の流入によって水質汚染が深刻化しており、地元の人たちも近づきたがらないほどのものでした。

そんな状況を改善させようと、JICA ニカラグア事務所は滋賀県の琵琶湖の開発や保全・再生の経験に注目し、「BIWAKO タスクフォース」を立ち上げ、マナグア湖の環境改善に取り組み始めました。その取組の一環として、滋賀県教育委員会（フローティングスクール）の協力のもと、湖を就航しながら環境について学ぶ滋賀県のうみのご事業を参考に、「ニカラグア版 UMINOKO」を開始しました。滋賀県の歴史あるうみのご事業が国境を越え、地球環境の保全に役立っています。



568

569 4. 人々が幸せに暮らす社会の実現のための環境学習の在り方検討

570 誰もが自分らしく、幸せに生きられる滋賀県を実現するためには、今後はどのような環境学
571 習を推進していくべきでしょうか。第4章の「1. 基本方針」に沿って、県は学識経験者や環
572 境学習の実践者、若い世代等との意見交換に取り組み、これからの滋賀をつくる環境学習や環
573 境保全行動の在り方を検討します。

【参考】マザーレイクフォーラムびわコミ会議（MLGs ができるまで）

県では、平成24年から令和2年まで、琵琶湖の現状を様々な指標で把握・共有するとともに、テーマに分かれて課題や活動について話し合う「びわコミ会議」を開催してきました。会議の最後には全員が「コミットメント（約束）」を掲げるようになっており、テーマ別に話し合った結果と合わせて、琵琶湖のために自分たちができること＝「びわ湖との約束」を毎年バージョンアップしてきました。この、マザーレイクフォーラム10年の蓄積による「びわ湖との約束」が、MLGsの元となっているものです。

MLGs ができるまでの取組：https://mlgs.shiga.jp/mlgs/past_activities

583



584 第6章 推進体制

585 1. 「滋賀県環境学習等推進協議会」による推進

586 県による環境学習の取組について、広く意見を聴きながら、現状や課題を踏まえて着実に、
587 かつ、効果的に展開していくため、県民や民間団体、企業や学識者など環境学習に関わる多様
588 な主体で構成される「環境学習等推進協議会」を設置しています。環境学習等推進協議会は、
589 計画の改定に関する協議、計画の進行管理・連絡調整、琵琶湖博物館 環境学習センターの企画
590 運営への意見や提言、支援等を行います。

591 592 2. 「琵琶湖博物館 環境学習センター」での支援

593 琵琶湖博物館 環境学習センターは、環境学習を推進する拠点として、環境学習のサポート
594 と情報提供を行うことを目的に設置されました。環境学習の場づくりを担うリーダーの方々や
595 環境に興味を持った方々のスキルアップやネットワークづくりなど、生活や身の回りの自然環
596 境について気軽に話したり行動したりするきっかけになることを目指しています。

◆環境学習センターの業務の例

- ・環境学習に関するあらゆる相談対応
- ・講師の紹介
- ・環境学習に関する備品の貸出
- ・環境学習に取り組む人・団体のつながりをつくる交流会の実施
- ・環境学習の指導者向けの研修会の実施

貸出用具
の写真

597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615

616 3. 分野横断的な施策の展開

617 環境学習に関連する施策は様々な行政分野において実施されており、各分野の行政計画にお
618 いても、環境に関わる普及啓発や人育てについての記載があります。持続可能な社会づくりに
619 向けては環境分野のみならず、教育分野や農業分野、日常生活の中で環境に配慮した消費の実
620 践をめざす消費者教育や、食生活を通じた食品ロスの削減、地産地消の推進などを考える食育
621 など、様々な行政分野との連携が欠かせません。

622 県では、各種の行政分野にかかる関連施策を体系的、総合的および効果的に推進するために、
623 庁内の環境学習関係課で構成する「滋賀県環境学習推進会議」で総合的な調整を行うとともに、
624 各分野に関連する関連事業の進捗状況を把握、改善し、環境学習の着実な推進を図ります。

625

環境学習に関連する行政計画（イメージ）



626

627 また、県自身も地域における一事業者として、独自に構築した「滋賀県庁環境マネジメント
628 システム」により、環境に関する取組を継続的な改善を通して充実させ、健全で質の高い環境
629 の確保と地球環境の保全に貢献します。

630

631

632

633

634

635

636

637

638

639

640

641

642

643

644 4. 関係する主体との協働

645 計画を効果的に進めていくために、県民をはじめ地域のあらゆる主体と相互に連携・協働し
646 ながら一体となって取り組みます。

647

648 (1) 県民、NPO・地域団体、事業者などとの協働

649 県は、県民、NPO・地域団体、事業者などの主体的な取組と積極的に協働していくため、淡
650 海ネットワークセンターなど県域・市町域の中間支援組織と情報を共有しながら、取組の特性
651 に合わせた協力や連携を推進します。

652

653 (2) 市町との連携

654 環境学習は、県民の日常生活と密接に関連しており、住民と最も身近で深い関わりを持つ市
655 町の役割が重要であることから、市町との情報の共有・交換を行い、連携・協力しながら、地
656 域の特性を生かした環境学習を推進します。

657

658 (3) 環境学習関連機関・団体・施設などとの連携

659 県は、大学や研究機関などを含む環境学習関連機関や団体と協力して、環境学習を実施して
660 いる施設などが保有する環境情報を共有する場や機会を作り、それぞれが実施する環境学習事
661 業の充実のために連携を図ります。

662

663 (4) 国や他の自治体との広域連携

664 県は、国や他の自治体とも環境学習に関する情報の共有・交換を行うとともに、取組成果を
665 発表する機会づくりや交流事業の実施などの取組の充実や広がりを推進します。

666

667

668 **【参考】 滋賀県の地域 ESD 活動推進拠点**

669

669 様々な主体が取り組まれている地域や社会の課題解決に関する学びや活動を推進する組
670 織・団体等が「地域 ESD 活動推進拠点」として、「ESD 活動支援センター」により公表されて
671 います。滋賀県の地域 ESD 活動推進拠点は令和6年度末時点で、3か所登録されています。

672

672 ◆滋賀県の地域 ESD 活動推進拠点 (R6 年度末時点)

673

673 ○NPO 法人愛のまちエコ倶楽部 (あいとうエコプラザ菜の花館)

674

674 URL: <http://ai-eco.com/>

675

675 ○やまエコ (山内エコクラブ)

676

676 URL: <https://yamaeco.net/>

677

677 ○公益財団法人淡海環境保全財団

678

678 URL: <https://www.ohmi.or.jp/>

679

679 ○全国の地域 ESD 拠点リスト: <https://esdcenter.jp/kyoten/#kinki>

680

681

682

683

684

685

写真: あいとうエコ
プラザ



686 第7章 進行管理

687 1. 進行管理の考え方

688 県庁内の環境学習に関連する部局の連携を図り、総合的な取組を進めるとともに、持続可能
689 な社会づくりへの寄与の度合い、施策体系別の進捗状況、関連する事業についての自己評価に
690 より、計画の実施状況を把握します。

691 計画の実施状況については、環境学習に関わる多様な主体で構成される「滋賀県環境学習等
692 推進協議会」において議論をいただいた後、「滋賀県環境審議会」に報告し、その意見を計画推
693 進に反映させます。この実施状況については、毎年度発行する「滋賀の環境（環境白書）」に掲
694 載することで県民の皆さんへと公表します。

695 また、県内外の優良事例の収集に努め、「滋賀県環境学習等推進協議会」等での情報共有を図
696 り、その内容は県民の皆さんへ公表します。

697

698 2. 進行管理の指標

699 計画の進行管理のため、県の施策を次の6つに分類し、関連するアウトプット指標の推移を
700 みていきます。そして環境学習の成果の示すアウトカムとして、県民の環境保全行動実施率を
701 用います。

702

703 ◆アウトプット指標：6つの分類の関連指標（参加者数や参加者の満足度など）

704 ①人材育成および活用

705 ②環境学習プログラムの整備および活用

706 ③場や機会づくり

707 ④情報の提供、普及啓発

708 ⑤連携・協力のしくみづくり

709 ⑥国際的な対応・協力

710

711 ◆アウトカム指標

712 ・環境保全行動実施率

713

714 3. 進行管理の手法

715 計画の進行管理は、次の3つの階層構造で実施します。

716 (1) 環境学習関連施策の実施が持続可能な社会づくりにどれだけ寄与したのかを評価する
717 ため、その成果を示すアウトカム指標として、**学習**を実際に「行動」へと移した人の数
718 を表す指標のひとつである「環境保全行動実施率」の経年変化を活用します。また、計
719 画期間中の環境保全行動実施率の数値指標は80%以上とします（詳細はP.●参照）。さ
720 らに、**環境保全行動の広がりが人々の幸福度に与える影響をみる指標のひとつとして、**
721 **県政世論調査の「幸福度」の経年変化も活用します。**

722 (2) 県の施策を6つに分類し、それぞれの関連する指標を抽出し、その推移から6つの分類
723 別に、当該分野の課題や進捗度の把握を行います。

724 (3) 環境学習に関連する県事業について、施策の体系（6分類）別に整理するとともに、各
725 事業がギアモデルのステップのうち、どの部分を目的とする事業かを確認しながら、成

726 果について自己評価を実施します。

727

728 また、重点的な取組に関連する事業については、別途取組ごとに事業の分類・整理をし、取
729 組ごとの評価を行います。

三層構造の進行管理

